

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から同年12月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について、国民年金保険料の免除期間とされている。

しかし、私は、A町役場で申立期間の追納保険料を納付したはずであり、申立期間を含む領収証書も保管しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA町発行の領収証書を見ると、申立期間を含む昭和55年5月から56年3月までの期間について、当該期間の追納保険料の法定額（4万1,470円）を超える4万1,690円が、追納することが可能な期間内に領収されていることが確認できる。

また、上記の領収証書について、A町は、「当該領収証書は、当町が交付した国民年金保険料の領収証書である。当町職員が窓口で追納保険料を預かった場合、手書きで納付書を作成し、歳入代理店で納付していた。」旨回答している上、申立人は、上記領収証書以外にも同町発行の領収証書を複数所持しているが、オンライン記録を見ると、それらの領収証書に記載されている期間については追納された記録が確認できることから、申立期間についても追納されていたと考えるのが相当である。

さらに、申立人に対して、申立期間の追納保険料が還付された記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、上記の領収証書を見ると、昭和55年5月から56年3月までの追納保険料の法定額より220円超過して領収されている。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月から39年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、申立期間当初、私は、夫と入籍していなかったが、既に一緒に住んでいたため、私が夫の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を自治会の長又は地域の団体の役員に毎月手渡していた。また、入籍後も同様にしていたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の夫に係るA町の国民年金被保険者名簿を見ると、夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、老齢基礎年金の満額受給に必要な期間は全て現年度納付されている。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金保険料の納付が開始された当初の納付組織の状況及び保険料の納付方法を詳細に記憶している上、これらの供述内容は、当時の保険料の取扱状況等と符合している。

加えて、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間直前の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料を現年度納付していることから、申立期間の保険料について現年度納付することは可能であったと考えられる上、申立期間直後の39年4月から60歳到達の前月までの保険料を全て現年度納付していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料についても、夫の保険料と一緒に納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

申立期間直後に勤務したA社に入社して数か月した頃、自宅に年金に関する通知が送付されてきたので、私は、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所又は金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付した。

しかし、年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人は、「申立期間直後に勤務したA社に入社して数か月した頃、社会保険事務所（当時）から申立期間直前に勤務していた会社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成8年3月30日になっており、同年3月の国民年金保険料を納付するよう言われた。私は、同社の雇用形態が時給制だったので、月末の曜日の関係で資格喪失日が当該日になったものと理解し、納得した上で、申立期間の保険料を納付した。私は、何回か転職しているが、保険料はきっちりと納付してきた。」と供述しているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間前後に厚生年金保険から国民年金への切替手続を3回行っているが、切替手続後の国民年金保険料は、いずれも納付済みとなっており、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 23 日から同年 6 月 9 日まで

私は、昭和 52 年 5 月 23 日から同年 6 月 8 日まで A 社（現在は、B 社）で正社員として勤務していたが、年金事務所からの回答によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 52 年 5 月 23 日から同年 6 月 8 日までの期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、「資料が残っていないため、申立期間の厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間以前約 2 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚 17 人に照会したところ、回答が得られた 12 人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述は得られなかった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番が無いことから判断すると、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、「私は、A 社に入社後間もなく入院することになり、そのまま同社を退職した。実際、出勤したのは 1 週間程度だった。」旨供述しているところ、申立人は、健康保険証に関する記憶が無い上、申立人が受診したとする C 医療機関は、「申立人の診療録を見ると、昭和 52 年 5 月 30 日初診となっているが、保険診療になっていない。」と回答しており、申立人がその後入院したとする D 医療機関は、「申立人の診療録が残っていないため、当時の保険診療の状況は分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。